

別 紙

訓子府町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

・ 訓子府町の人口構造

訓子府町における平成29年度末の住民基本台帳は、5,024人であり、このうち、15歳から64歳までの生産年齢人口は2,557人と人口の50.9%を占めている。

平成25年度末における住民基本台帳人口と比較すると、この4年間で人口は341人(6.8%)の減、生産年齢人口は345人(11.9%)の減となっている。

・ 訓子府町の産業構造

平成27年国勢調査結果によると、従業者総数2,681人のうち、第1次産業従事者は1,051人(39.2%)、第2次産業従業者は364人(13.6%)、第3次産業従業者は1,266人(47.2%)となっている。

最も多い割合の第3次産業においては、商工業をはじめとする卸・小売業やサービス業の拠点としての役割を果たしていることが窺え、小規模な中小企業が訓子府町の経済と雇用を支える上で重要な役目を果たしている。

また、次に割合の高い第1次産業については、オホーツク圏域の中でも訓子府町は特有の内陸性気候であり、年間降水量が比較的少なく、日照率も高く、基幹産業とも言える農業に適している地の利を生かして、今日まで発展してきたことにある。

しかしながら、将来を見据えた場合、いずれの産業従業者も高齢化と後継者不足の問題を抱えている状況にある。

・ 訓子府町の中小企業者等の実態

訓子府町においては、主力産業の農業が地域経済を強くけん引しているが、一方、上述のとおり人口減少と高齢化の影響が町内の中小企業者等、特に小売業・サービス業においては販売業績が低迷しており、町内経済の縮小に対する危機感をはじめ、将来展望に際して不安感を抱く中小企業者も少なからず、町内経済や雇用の基盤を支える中小企業者等の持続的な発展が危ぶまれている状況にある。

(2) 目標

生産年齢人口の減少や高齢化が進んでも、労働生産性を維持するための先端設備の導入を進めるよう促していくためには、税制の優遇措置や既存の町融資制度や利子補給制度といった町独自の補助制度により、事業者の設備投資に対する意欲を喚起させ、且つ支援していくことも必要である。

また、訓子府町は商工会をはじめとする各関係機関との連携を図り、平成30年4月1日に訓子府町中小企業・小規模企業振興条例を制定し、町内の中小企業者等の経営基盤の強化及び経営の持続的な発展を図ることとしていることから、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、これを実現するための目標として、計画期間中に3件の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備計画導入を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

訓子府町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言い難く幅広い設備において生産性の向上を図る必要があるため、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

訓子府町は、卸・小売業・サービス業が主として市街地中心部に集約され、その外周を囲むように農村部が広がり、製造業等も広域的に立地していることから、これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象地域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内全域に多種多様な業種を営む事業者が存在していることから、町内で行われる業種、事業も多様である。いかなる業種、事業であってもこれらの中小企業が訓子府町経済の成長において欠かせない重要な役割を果たす点に鑑み、本計画に基づいて行われる先端設備の導入によりもたらされる効果を最大限のものとするため、業種は全業種を対象とし、また、労働生産性が年率3%以上の向上が見込まれる全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定への配慮

訓子府町は、人員削減を目的とした取組みを先端設備導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

訓子府町は、公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。